

奨学金の分割返還について

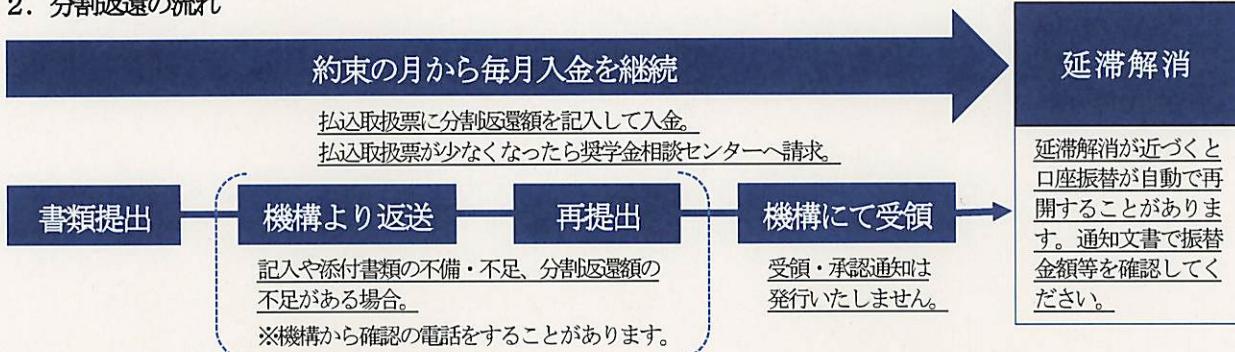
この度、返還が遅れております奨学金について、分割で返還いただけるとのお約束をいただきましたので、奨学金分割返還計画書関係書類一式をお送りします。

1か月以内に書類の提出及び入金がない場合は、分割返還が認められず、債権回収会社への回収業務委託の対象になることや、法的手続き等により返還未済額（返還期日が到来していない分を含む。）の全部（保証人が申出人の場合、保証人が返還すべき額は返還未済額の2分の1の額。）を一括返還していただくことがあります。

1. 本機構からの送付書類

- (1) 奨学金分割返還計画書 一式 (奨学生番号ごとに送付)
- (2) 払込取扱票 (最大12枚)
- (3) 払込取扱票による返還の留意点

2. 分割返還の流れ



3. 本機構への提出書類

- (1) **奨学金分割返還計画書** (記入例を参照のうえ、漏れなく記入してください。)

- 複数の奨学金を返還している場合は、分割返還を希望する奨学生番号ごとに記入してください。

- (2) 収入に関する証明書

- 奨学生本人及び申出人の最新の証明書を提出してください。
詳細は奨学金分割返還計画書の裏面を参照してください。

本人の証明書	申出人の証明書
本人が返還	必要
申出人が返還	必要

4. 提出先

独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課
〒104-8112 東京都中央区銀座6丁目18番2号 野村不動産銀座ビル

5. 分割返還額について

分割返還額の基準は、**1年以内に延滞を解消する額又は月賦相当額の2倍以上**です。

- 年収等が特別な要件を満たさない限り、基準を下回る分割返還額では奨学金分割返還計画書を受理することができません。
- 所得運動返還方式選択者については、毎年10月の返還月額の見直しにおいて、見直し後の返還月額が当初の返還月額より増額となった場合は、分割返還額を増額することが必要です。

6. 注意事項

- 「返還誓約書（借用証書）」及び個人番号（所得運動返還方式者に限る。）が提出されていない場合は、奨学金分割返還計画書を受理することはできません。「返還誓約書（借用証書）」及び個人番号（所得運動返還方式者に限る。）を提出後に奨学金分割返還計画書を提出してください。
- 保証人が申出人の場合は、「分別の利益」等が適用されます。
- 分割返還計画に従って返還いただいている間も、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」の定めるところにより、延滞金が賦課されます。
- 既に「個人信用情報の取扱に関する同意書」を提出されている方は、分割返還中でも延滞月数が3か月以上となった場合、個人信用情報機関に奨学生本人の個人信用情報が登録されます。

奨学金分割返還計画書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構から受けた奨学金について、以下の分割返還額で1か月以内に分割返還を開始することを約束します。

分割返還計画【記入必須】

◎ 毎月 円以上

↓加算する月がある場合は下記もご記入ください。

毎月の金額に加えて、月と月には円を加算

本計画に基づく分割返還中においても、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」の定めるところにより、延滞金が賦課されることについては承知しています。

なお、正当な理由も連絡もなく2回分以上分割返還を怠ったときは、返還未済額（返還期日が到来していない分を含む）の全部（※）に対して一括返還請求の手続きを受けることを了承します。

（※）保証人が申出人の場合、保証人には「分別の利益」が適用され、保証人の返還すべき金額は、返還未済額の2分の1となります。

所得連動型返還方式選択者は、毎年10月の返還月額見直しにおいて、返還月額が増額となった場合は、分割返還額を増額することを了承します。

本人記入欄【記入必須】※申出人が分割返還する場合でも、必ず本人が漏れなく記入してください。

奨学生番号	フリガナ 奖学生氏名（自署）
住所〒	
自宅電話番号	携帯電話番号
勤務先名	勤務先電話番号
延滞に至った事情	<input type="checkbox"/> 経済困難 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 生活保護受給中 <input type="checkbox"/> 失業中 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 転居届失念 <input type="checkbox"/> その他（ ）
確認事項	<input type="checkbox"/> 裏面を確認のうえ、最新の収入に関する証明書を添付した。 ※無収入でも添付が必要です。

申出人記入欄【本人に代わり分割返還を行う場合は記入】		
フリガナ 申出人氏名（自署）	統査 勤務先電話番号	自宅電話番号 携帯電話番号
住所〒		
勤務先名	勤務先電話番号	
確認事項	<input type="checkbox"/> 裏面を確認のうえ、最新の収入に関する証明書を添付した。 ※無収入でも添付が必要です。	

裏面も必ずお読みください

必ずお読みください

【収入に関する証明書の添付について】

▶ 添付が必要な人

- 本人が分割返還する場合 → 本人のみ
- 申出人が分割返還する場合 → 本人と申出人

本人の証明書の添付は
必須です。

▶ 収入に関する証明書の種類・発行先等について

以下のいずれかを提出してください。本人と申出人で異なる証明書を提出してもかまいません。

収入証明書の種類		発行先	ご注意いただきたい事項
基本の証明書	所得証明書	市区町村役場	取得できる最新の年度のもので、年間収入金額・所得金額の記載があるもの。 無収入でも取得可能。※1 市区町村によりマイナンバーカードを利用したコンビニ交付が可能。
	市県民税(所得・課税)証明書		
	住民税非課税証明書		
基本の証明書が取得困難な場合 ※コピー可	源泉徴収票	勤務先	直近交付のもの。
	給与明細書	勤務先	直近連続3か月分。
	確定申告書の控え	税務署	直近の申告書の控え。
	住民税特別徴収税額の決定・変更通知書	勤務先	直近交付のもの。
	年金振込通知書	日本年金機構	直近の年金支払額が分かるもの。
	雇用保険受給資格者証	公共職業安定所(ハローワーク)	離職日が6か月以内のもの。※1
	生活保護受給証明書	社会福祉事務所	証明年月日が直近2か月以内のもの。※2

※1 奨学生本人が過去6か月以内に失業中の場合や、「新卒等」(卒業・退学後の翌年6月まで)に該当する場合

→「奨学金返還期限猶予願」の事由に該当します。猶予願取得制限の通算10年に達していない場合は願い出てください。

※2 奨学生本人が「生活保護受給証明書」を提出可能な場合

→「奨学金返還期限猶予願」の事由に該当します。至急、願い出てください。

「奨学金返還期限猶予願」についてはこちら

☞ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/about.html



ホーム>奨学金>返還が難しくなった場合>返還を待ってもらう(返還期限猶予)>返還期限猶予制度の申請手続き

【注意事項】

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学生に関する情報は、奨学生貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学生の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

記入例

※黒か青の摩擦等で消えないボールペンで、枠で囲った部分を記入してください。

奨学金分割返還計画書

毎月の分割返還額の設定が以下のような場合は、原則として「奨学金分割返還計画書」を受理することができません。必ず、金額を確認のうえ申請してください。

- ・1年内に延滞を解消できない金額
- ・月賦相当額の2倍未満の金額

2023年4月1日

分割返還計画【記入必須】

◎毎月 20,000 円以上

↓加算する月がある場合は下記もご記入ください。

毎月の金額に加えて、7月と1月には 50,000 円を加算

複数の奨学生番号の分割返還を希望する場合は、
奨学生番号毎に1枚ずつ申請してください。

奨学生本人の自署・記入が必要です。
記入がない場合、分割返還は認められません。

本人記入欄【記入必須】※申出人が分割返還する場合でも、必ず本人が漏れなく記入してください。

奨学生番号 60904999999	フリガナ キコウ タロウ
学生氏名（自署） 機構 太郎	
住所 〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7 キコウハイツ102号室	
自宅電話番号 03-6743-×	×
勤務先名 XXXX 株式会社	××
延滞に至った事情 <input checked="" type="checkbox"/> 経済困難 <input type="checkbox"/> 災害	× ○ 取得してください。 ○ 転居届失念 ○ その他()
確認事項 <input checked="" type="checkbox"/>	裏面を確認のうえ、最新の収入に関する証明書を添付した。 ※無収入でも添付が必要です。

申出人記入欄【本人に代わり分割返還を行う場合は記入】

フリガナ キコウ ハナコ	申出人氏名（自署） 機構 花子	母
住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29	× ○ 奨学生本人に代わり分割返還をする方（申出人）がいる場合は、申出人が自署・記入してください。 ○ 証明書は本人と申出人の両方ともに必要です。	
勤務先名 YYYY 株式会社	勤務先電話番号 03-XXXX-XXXX	
確認事項 <input checked="" type="checkbox"/>	裏面を確認のうえ、最新の収入に関する証明書を添付した。 ※無収入でも添付が必要です。	

開示文書一覧

学支広第80-82号(令和6年度法人文書開示請求第2-4号)

文書番号	受付番号	開示請求	文書の名称	開示・不開示	不開示部分がある場合		枚数	備 考
					不開示部分・理由	根拠規定		
80	2	①貸与奨学生の保証人が提訴していた不当利得返還等請求事件に係る、札幌地裁令和3年5月13日判決及び札幌高裁令和4年5月19日判決に関して、日本学生支援機構が訴訟代理人弁護士に支払った費用が分かる文書	請求書(札幌地方裁判所)	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟代理人の弁護士費用、内訳、実費、振込口座、印影、単価等詳細な金額、所要時間、備考欄内の実費詳細及び原告氏名 (理由) 公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・原告氏名 (理由) 個人情報に該当するため。 	<p>【訴訟代理人の弁護士費用、内訳、実費、振込口座、印影、単価等詳細な金額、所要時間、備考欄内の実費詳細】 法第5条第2号イ (公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ)</p> <p>【原告氏名】 法第5条第1号本文前段 (個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる)</p>	A4 34枚	
81	3		請求書(札幌高等裁判所)	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟代理人の弁護士費用、内訳、実費、振込口座、印影、単価等詳細な金額、所要時間、備考欄内の実費詳細及び原告氏名 (理由) 公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・原告氏名 (理由) 個人情報に該当するため。 	<p>【訴訟代理人の弁護士費用、内訳、実費、振込口座、印影、単価等詳細な金額、所要時間、備考欄内の実費詳細】 法第5条第2号イ (公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ)</p> <p>【原告氏名】 法第5条第1号本文前段 (個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる)</p>	A4 13枚	
82	4	②日本学生支援機構の奨学生を借りている本人が延滞中に破産した場合、日本学生支援機構としては、連帯保証人又は保証人に対し、どのような条件での分割返済を認めることになっているかが分かる文書(最新版)	・奨学生の分割返還について ・奨学生分割返還計画書 ・奨学生分割返還計画書記入例	全部開示	-	-	A4 4枚	奨学生本人が破産している場合、連帯保証人又は保証人に対して、「奨学生の分割返還について」の「5. 分割返還額について」等に記載している「分割返還額の基準」による分割返還を求めています。